

令和8年度かごしまスポーツ合宿セミナー実施に係る

業務委託企画提案競技 実施要領

1 趣旨

令和7年度に本県でスポーツキャンプ・合宿を行った県外からの延べ人数は、調査開始以降「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の開催された令和5年度に次いで過去2番目の数値となった。一方、前年度と比較すると、団体別ではプロは減少しているのに対し、社会人、大学生は増加している。競技別では野球、陸上、サッカーが本県の受け入れの約7割を占めるものの、サッカーは減少傾向にある。

また、コロナ禍前は主に関西と九州からの合宿が占めていたが、関西圏からの延べ宿泊者数は減少する一方、関東圏からの宿泊者数は増加しており、新たな需要の広がりがみられる。

こうした状況を踏まえ、本県においては、大学スポーツや競技団体が多数集積する関東圏・東日本を新たな重点ターゲットとして位置付け、野球、陸上、サッカー、ラグビー、ゴルフ競技等を中心とした誘致活動を展開する。

本要領では、スポーツキャンプ・合宿の誘致活動として実施するかごしまスポーツ合宿セミナー実施に係る業務委託業者の企画提案競技を実施するに当たり必要な事項を定める。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和8年度かごしまスポーツ合宿セミナー実施に係る業務委託企画提案競技

(2) 業務内容

別添仕様書による

(3) 履行期限

令和9年3月5日（金）

3 提案上限額

上限額：1,628千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

4 参加資格要件

以下のすべてを満たす者とする。

- (1) スポーツ合宿の誘致や招致，受入支援を行った実績がある事業所または団体であること。
- (2) 本事業の実施について，県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事案があった後 2 年を経過しない者でないこと。また，その者を代理人，支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に，国又は地方公共団体との契約に関して，指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく手続きを行っているものでないこと。
- (7) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第 3 条の規定に該当するものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

5 企画提案の方法等

- (1) 提出書類（各 5 部）
 - ① 企画提案書届出書（様式 1）
 - ② 企画提案書（任意様式）
 - ③ 事業費内訳書（任意様式）
 - ④ 会社概要（任意様式，本業務の実施体制についても記載すること）
 - ⑤ スポーツ合宿の誘致や招致，受入支援を行った実績（任意様式）
- (2) 企画提案競技の参加申込み
 - ① 申込み方法
企画提案競技参加申込書（様式 2）により，電子メールにて提出する。
 - ② 提出期限
令和 8 年 8 月 31 日（月） 午後 5 時 15 分まで
- (3) 企画提案競技や仕様書等に関する質問

① 質問の提出方法

質問書（様式 2）により，電子メールにて提出する。

なお，上記以外の来課や電話等による質問は受け付けない。

② 提出期限

令和 8 年 8 月 31 日（月） 午後 5 時 15 分まで

③ 質問への回答

令和 8 年 9 月 2 日（水） 午後 5 時 15 分までに，すべての参加者に対し，電子メールで回答する。

④ 留意事項

質問書の提出は，企画提案競技参加申込書（様式 2）を期限内に提出したものに限る。

(4) (1)に定める企画提案に関する書類の提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金） 必着

(5) 提出方法

持参または郵送

(6) 提出等に係る留意事項

① 企画書の提案は，1 者につき 1 案に限る。

② 企画書の規格は，A 4 判又は A 3 判の折り込みとする。

③ 提出された企画書は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。

④ 期限までに提出されなかった企画提案書は，いかなる理由があっても選定されない。

⑤ 企画提案書は，受託者選定作業等必要な範囲において，複製することがある。

⑥ 採用された企画提案書の使用权は，鹿児島県に帰属する。

⑦ 受託者決定後は，県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし，企画の一部を修正又は変更する場合がある。

⑧ 企画書作成及び提出に関する経費は，企画提案者の負担とする。

⑨ 採用された企画提案書等の著作権及び版権は，鹿児島県に帰属する。

⑩ 採用された提案内容については，行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は，当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては，開示対象となる場合がある。

⑪ 使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

6 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し，審査の結果，最も優れているとされた企画提案書を

提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは、実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 契約の締結

県は、契約の相手方の候補者として決定された者と協議の上、業務委託契約を締結する。

7 手続きの流れ

令和8年8月17日（月）	企画提案の募集開始
令和8年8月31日（月）	企画提案参加申込み期限
令和8年8月31日（月）	質問書提出期限
令和8年9月4日（金）	企画提案書提出締切
令和8年9月上旬	審査・選考
令和8年9月中旬	委託契約の締結及び業務着手

8 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課 川崎・隈元

TEL : 099-286-3010

E-mail : t-sports@pref.kagoshima.lg.jp

9 注意事項

企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。